

議会改革アンケート 追加調査 回答

議会名	質問の事前通告制度：義務づけか任意か
北海道	義務付け
青森県	義務付け
岩手県	義務付け：本会議のみ要旨を通告。任意：予算特別委員会及び決算特別委員会のみ要旨を任意提供。常任委員会はなし
宮城県	義務付け：質問要旨のみ（本会議、予算・決算特別委員会）
秋田県	義務付け
山形県	義務付け
福島県	義務付け：委員会を除く
茨城県	義務付け：ただし質問の事前通告制度は本会議及び予算特別委員会のみ
栃木県	義務付け
群馬県	義務付け
埼玉県	義務付け：本会議、予算特別委員会
千葉県	義務付け
東京都	義務付け
神奈川県	義務付け
新潟県	義務付け
富山県	本会議と予算特別委員会は事前通告制度がありまして、義務付けです。
石川県	義務付け
福井県	義務付け
山梨県	本設問については、前回の解答では「bなし」と回答したところですが、山梨県は一部質問事前通告制をとっていますので、「aあり」に訂正をお願いします。「義務付け」本会議における質疑、予算特別委員会の総括審査については通告制をとっている。
岐阜県	義務付け
長野県	質問の事前通告制度について：会議における発言については、長野県議会議事規則で次のように定めている。なお、第三項の要旨は、通常「県政一般について」としている。第66条 会議において発言しようとする議員は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行に関する発言、一身上の弁明その他緊急を要する場合は、この限りでない。2 発言通告書は、議長の定める期間内に提出しなければならない。期間を過ぎて提出したものについては、議長がその許否を決める。3 発言通告書には、質問及び質疑についてはその要旨を、討論については反対、賛成の別を記載しなければならない。執行部に対する具体的な質問内容については、議員が任意で対応している。
静岡県	義務付け
愛知県	義務付け：6月13日付けの回答内容-本会議a、委員会b
三重県	義務付け
滋賀県	義務付け：本会議、決算特別委員会の総括的質疑質問および予算特別委員会の全体質疑のみ
京都府	義務付け
大阪府	義務付け
兵庫県	前回、b)なしとして回答しました。
奈良県	義務付け
和歌山県	義務付け 質問の事前通告制度があるのは、本会議のみ
鳥取県	義務付け
島根県	義務付け
岡山県	義務付け（本会議、委員会は事前通告制をとっていない。）
広島県	本会議：標準会議規則と同様に会議規則で発言通告制を採用している。予算特別委員会、決算特別委員会：協議により発言通告書を提出することが、通例となっている。
山口県	義務付け
徳島県	義務付け
香川県	任意
愛媛県	義務付け
高知県	義務付け
福岡県	義務付け：本会議
佐賀県	義務付け：本会議 任意：委員会
長崎県	義務付け
熊本県	義務付け
大分県	義務付け
宮崎県	義務付け
鹿児島県	義務付け
沖縄県	義務付け

議会改革アンケート 追加調査 回答

議会名	質問の事前通告制度 : 義務づけか任意か
札幌市	義務付け
仙台市	b)のなしと回答しています。
さいたま市	義務付け
千葉市	義務付け
横浜市	義務付け
川崎市	義務付け 質問の事前通告制度についての補足説明(川崎市) 本市では、質問の事前通告については、質問しようとする者は、代表質問、一般質問、予・決算審査特別委員会それぞれにおいて、議長あてに通告書を提出しております。具体的な取り扱いについては、下記のとおりです。代表質問の発言通告は、質問者の氏名、議案及び報告については、番号、施政方針については、その旨を記載した発言通告書を提案説明日から起算して4日後の午後3時までに提出する。一般質問の通告は、所定の通信用紙に、発言の要旨及び答弁者を具体的に記載し、発言の取り扱いを決める議会運営委員会の日の前々日午後3時までに提出する。予算審査特別委員会で発言しようとする者は、氏名、会派内の順位を記載した発言通告書を、開催日の前々日午後3時までに提出する。決算審査特別委員会で発言しようとする者は、氏名、会派内の順位を記載した発言通告書を、議案研究日の2日目の午後3時までに提出する。
新潟市	義務付け
静岡市	義務付け
浜松市	義務付け:浜松市議会会議規則第59条第2項に規定 浜松市議会会則 第59条第2項「質問者は議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通知しなければならない。
名古屋市	義務付け
京都市	義務付け
大阪市	義務付け:本会議のみ
堺市	義務付け:堺市議会会議規則に基づく。なお、委員会については、規程はないが事実上の通告を行っている。
神戸市	義務付け
広島市	義務付け:本会議(会議規則) 予算・決算特別委員会(委員会決定) 常任委員会(申合せ)
北九州市	義務付け
福岡市	義務付け
函館市	義務付け

議会改革アンケート 追加調査 回答

議会名	質問の事前通告制度 : 義務づけか任意か
旭川市	義務付け
青森市	義務付け
盛岡市	義務付け
秋田市	義務付け
郡山市	義務付け
いわき市	義務付け
宇都宮市	義務付け
川越市	義務付け
船橋市	義務付け:本会議について
柏市	義務付け
横須賀市	義務付け
相模原市	義務付け
富山市	義務付け
金沢市	義務付け
長野市	義務付け
岐阜市	義務付け
豊橋市	義務付け
岡崎市	義務付け
豊田市	義務付け
高槻市	なし:本市は、議案質疑に対しては、通告制はとっていないが、一般質問と代表質問は、通告制をとっている。
東大阪市	義務付け
姫路市	義務付け:本会議質問については通告制
西宮市	義務付け:会議規則上、発言については「あらかじめ議長に「発言通知書を提出しなければならない」旨規定していますが、同規則により、通告した者がすべて発言を終った後には発言を求めることができる旨の規定(標準市議会会議規則も同様)もあります。本市議会の実態上、通告をせずに発言をする例は多々あります。したがって、制度的には「義務付け」ですが、実態的に
奈良市	義務付け
和歌山市	義務付け
岡山市	本会議:義務付け 委員会:義務付けなし
倉敷市	義務付け
福山市	義務付け(参考:福山市議会会議規則第50条1項 会議において発言する議員は、事前に議長に発言通知書を提出しなければならない。ただし、議事進行、一身上の弁明等については、この限りでない。)
高松市	義務付け
松山市	義務付け
高知市	義務付け
久留米市	義務付け 本会議の一般質問のみ事前通告しており、委員会は事前通告制度はありません
長崎市	義務付け
熊本市	義務付け
大分市	義務付け
宮崎市	義務付け
鹿児島市	義務付け